

山梨県では脳血管疾患対策として次の事業を行っています。

1 普及啓発事業

- 独立行政法人 自動車事故対策機構(NASVA)が県内で開催する運行管理者等の指導講習への講師派遣による啓発
- 事業者に対するパンフレット配布による啓発 等

様々な方法で脳健診受診促進のための啓発活動を行っています。

2 事業者の皆様への財政的支援

- 事業者の負担により自社のドライバーが脳健診を受診する場合にその費用の一部について助成
 - 1 「脳健診受診促進事業費補助金」
(山梨県県民生活部交通政策課 所管)
→事業者の申請により、県から事業者へ交付
 - 2 「山梨県運輸振興事業費補助金」
(山梨県産業労働部産業政策課 所管)
県からバス協会、トラック協会へ交付
→会員事業者の申請により、協会から会員事業者へ交付
バス協会はH30～脳血管疾患検査助成事業を実施
トラック協会はR1～脳健診に対する助成事業を実施

この資料は、国土交通省が平成30年2月に作成した、自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン(概要版)をもとに作成しております。詳しくはガイドラインの本文をご参照ください。

自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン

検索

国土交通省・自動車総合安全情報ウェブサイト 【 <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html> 】

問い合わせ

TEL 055-223-1665 FAX 055-223-1335

✉ e-mail kotsu-seisaku@pref.yamanashi.lg.jp

ホームページ 【 <https://www.pref.yamanashi.jp/kotsu-seisaku/index.html> 】

山梨県県民生活部交通政策課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

すべての運転従事者の脳健診受診が、 安心・安全な社会をもたらします。

山梨県は公共交通等運転手の脳健診受診を促進しています



健康起因事故の原因としてあげられるもの

脳血管疾患

心臓疾患

消化器・呼吸器系疾患等

疾病別で「脳血管疾患」は上位を占めています

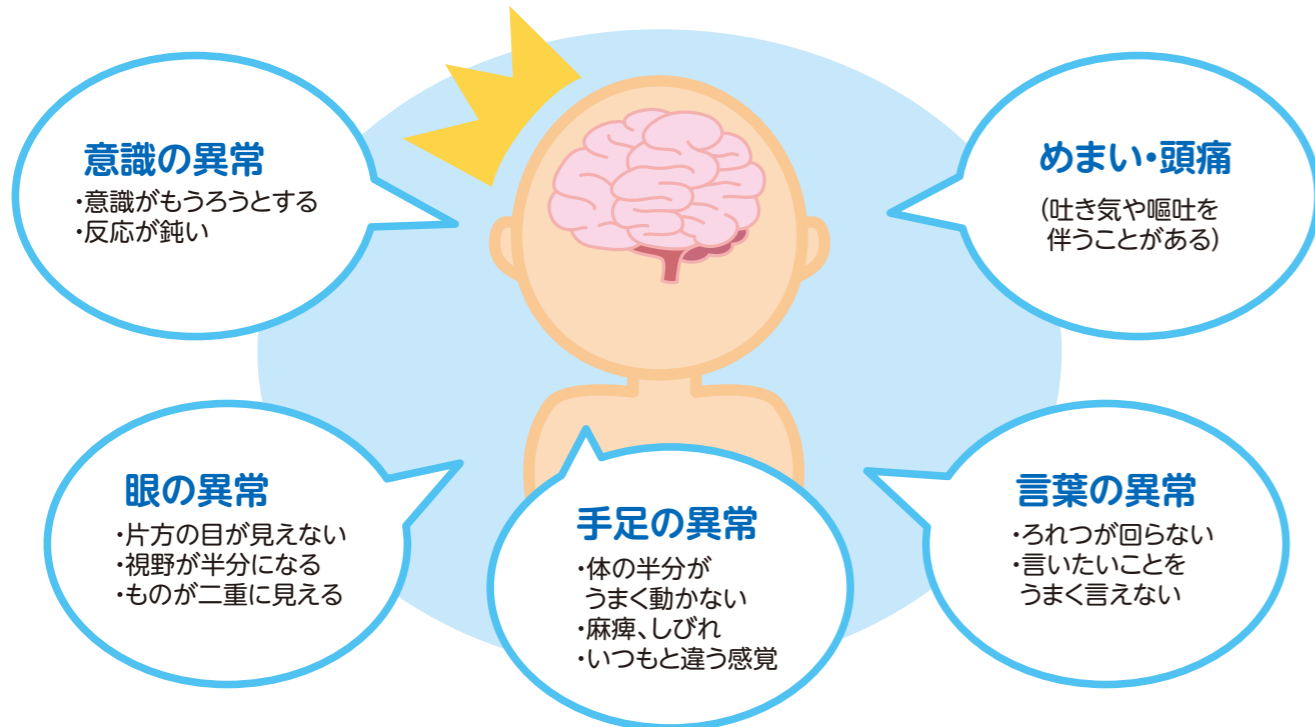
**運転者の疾病運転防止のための措置は
自動車運送事業者の義務です**

※改正道路運送法・改正貨物自動車運送事業法施行(平成29年1月)

早期の脳健診により、重大事故を未然に防ぐことが大変重要です。

● どんな症状? 〈脳血管疾患の主な初期症状〉

運転者にこのような症状が見られたら、すぐに専門医療機関で受診させるようにしましょう。



● 脳健診とは? 〈脳健診には、脳ドックや脳MRI健診があります。〉

「脳ドック」

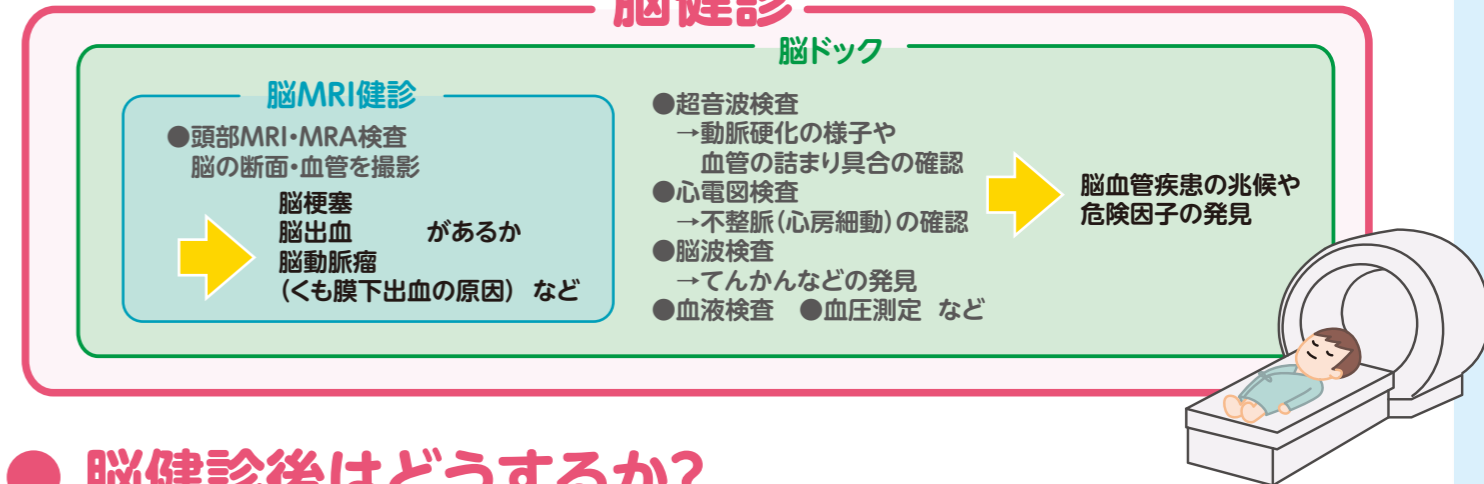
頭部MRI・MRA検査を中心に、各種検査を組み合わせ、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無の他、脳血管疾患の兆候や危険因子を発見できます。
(参考:受診料5~6万円程度 ※施設により異なります)

「脳MRI健診」

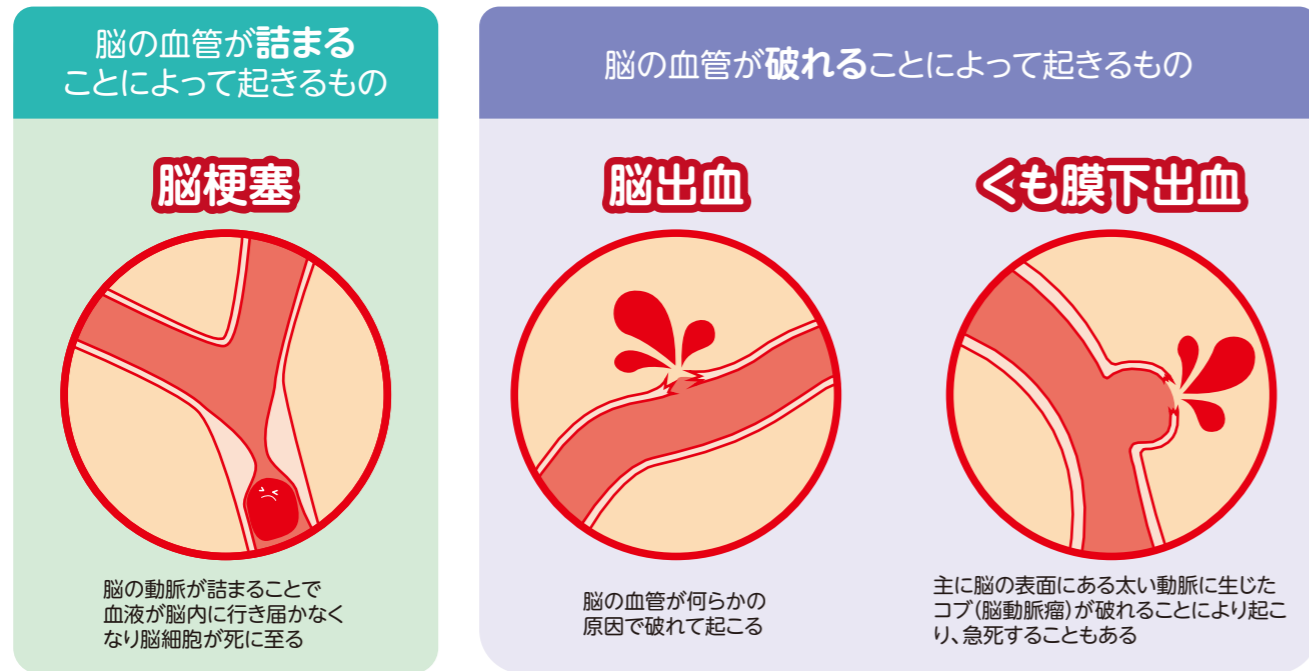
頭部MRI・MRA検査のみを行う、簡易なスクリーニング検査で、比較的短時間・安価で、脳梗塞、脳出血、脳動脈瘤の有無が確認できます。
(参考:受診料2万円程度 ※施設により異なります)

【一部都道府県のトラック協会やバス協会、または、健康保険組合において助成の対象となっている場合があります。】

脳健診



● どのようにして起きる?



● 脳健診後はどうするか?

運転者が受診した脳健診の結果及び医師の所見については、事業者や運行管理者も把握するよう努め、専門医の受診が必要とされた場合は、期限内に確実に受診させるようにしましょう。

〈脳健診の受診結果の判定例〉

異常所見あり (緊急性あり)	異常所見あり (緊急性なし)	異常所見の 疑いあり	正常
一時運転業務を控え、 精密検査 (1か月以内)	精密検査 (3か月以内)	1年を目安に 脳健診を再受診	3年に1回程度 脳健診を再受診
緊急性あり			緊急性なし